

岩手県告示第 687 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第 3 条第 1 項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成 18 年 6 月 2 日から同月 23 日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び宮古地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 宮古市新川町 2 番 1 号
- (2) 名称 宮古市

2 埋立区域

- (1) 位置 宮古市大字重茂第 29 地割字戸野崎 36 番及び 320 番地先水面
- (2) 区域 仲組漁港の主要原点イを基点とし、基点から 234 度 43 分 07 秒 329.77 メートルの点を 1 点とし、1 点から 78 度 41 分 47 秒 11.65 メートルの点を 2 点とし、2 点から 289 度 50 分 26 秒 12.09 メートルの点を 3 点とし、3 点から 19 度 50 分 26 秒 48.82 メートルの点を 4 点とし、4 点から 289 度 09 分 26 秒 23.11 メートルの点を 5 点とし、5 点から 199 度 50 分 26 秒 27.80 メートルの点を 6 点とし、6 点から 165 度 27 分 57 秒 25.43 メートルの点を 7 点とし、1 から 7 まで及び 1 の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 1,020.05 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 3,747.85 平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して 120 日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成 20 年 3 月 31 日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び宮古地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。